

件名	愛媛県核燃料サイクル地域振興基金条例									
主管課	企業立地推進室									
根拠法令等	核燃料サイクル交付金交付規則									
<p><b>【制定の概要】</b> 核燃料サイクル交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 核燃料サイクルの実施の円滑化に資するための地域振興事業に要する経費の財源に充てるため、核燃料サイクル地域振興基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>										
施行日	公布の日									
<p><b>【その他参考事項】</b> 核燃料サイクル交付金制度の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>1 交付限度額</td> <td>総額</td> <td>60億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>MOX燃料の使用開始年度まで</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用開始翌年度から5年間まで</td> <td>50億円</td> </tr> </table> <p>* 県が作成する地域振興計画（事業計画）に基づいて交付</p> <p>2 地域振興計画 事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画 所在市町及び隣接市町の行政運営に資するもの 運転の円滑化に資するため特に必要があるものとして経済産業大臣が認めるもの</p> <p>3 事業地域 所在市町（伊方町）、隣接市町（八幡浜市）、県内の特に必要であると認められる市町の区域（その他の県内市町）</p> <p>4 対象事業 公共用施設に係る整備及び維持補修措置 企業導入・産業活性化措置 福祉対策措置 地域活性化措置</p>		1 交付限度額	総額	60億円		MOX燃料の使用開始年度まで	10億円		使用開始翌年度から5年間まで	50億円
1 交付限度額	総額	60億円								
	MOX燃料の使用開始年度まで	10億円								
	使用開始翌年度から5年間まで	50億円								